

日本国厚生労働省と英国雇用年金省との間の覚書

日本国厚生労働省及び英国雇用年金省（以下「両当事者」という。）は、友好連携関係の強化及び労働市場における問題に対する協力の促進に取り組み、以下の認識に至った。

パラグラフ 1

両当事者はそれぞれの国内法令に従って行動し、利用可能な資源に基づいて両当事者が妥当であるとみなす様々な手段を通じて上記の協力を発展させるという目的を共有する。

パラグラフ 2

両当事者は以下の事項を含む分野における協力を図るが、これらの分野に限定されるものではない。

- ・労働市場政策及びプログラムの強化
- ・人々が生涯を通じてより良い持続的な雇用を達成するための支援
- ・労働市場ニーズ及び高齢労働者の雇用機会に関する調査
- ・労働者の能力開発その他の取組を通じた技能ギャップ（デジタル関連業務における技能ギャップを含む。）の把握及び解消
- ・より良い労働市場の成果を支援するための、社会的パートナーとの協力活動に関する専門知識の交換
- ・公共雇用サービス（デジタル方式で提供されるサービスを含む。）の効果的な提供の促進
- ・全ての人々（障害者及び長期的に健康状態が悪い人を含む。）が受け入れられる包括的な職場環境の整備支援及び労働安全衛生の促進
- ・公平で持続可能かつ効果的な公的年金制度の促進及び適切な私的年金制度を通じた貯蓄の推奨
- ・労働市場情報及び統計の充実

パラグラフ 3

協力形態は相互協議によって決定され、以下の事項を含むことができるが、これらに限定されるものではない。

- ・パラグラフ 2 で取り上げられている問題に関連する情報及び文書（関連する政策、プログラム及び取組の影響及び効果の分析を含む。）の交換
- ・必要に応じた代表団及び専門家の相互訪問
- ・共通の関心についての対話、セミナー、ワークショップ、会議及び会合の開催
- ・相互に関心を有する分野の研究における調整及び連携

- ・両当事者が決定する他の協力方法

パラグラフ 4

本覚書は国際約束を構成するものではなく、また、国際法又は国内法に基づき両当事者の間にいかなる法的な義務も創出するものでもない。

本覚書は、署名の日から開始する。本覚書の下での協力は5年間継続されるものとし、更に5年間延長することができる。

本覚書は、一方の当事者が終了を希望する日の6か月前までに他方の当事者に対して書面によって通知することにより、終了することができる。

本覚書は、両当事者が相互に決定する場合に修正することができる。かかる修正は、各当事者にとって適切な手法により書面で行うものとする。

本覚書の解釈について生ずる紛争は、いかなる第三者又は国際司法機関にも付託することなく、両当事者間の協議を通じて解決するものとする。

本覚書は英語と日本語で2通作成され、2019年9月1日松山において署名された。

日本国厚生労働省のために

英国雇用年金省のために

根本 匠
厚生労働大臣

アンバー・ラッド
雇用年金大臣兼女性・平等担当大臣